

国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程

平成16年 4月 1日
規程第 13 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第17条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学の職員の休職について、必要な事項を定める。

(休職中の職員の保有する職)

第2条 休職中の職員は、休職にされたときに占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(病気休職)

第3条 就業規則第17条第1項第1号の規定により職員を休職にする場合（就業規則第18条第1項の規定により休職の期間を更新する場合を含む。）は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

(休職とすることが適当と認められるもの)

第4条 就業規則第17条第1項第5号の規定による休職は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 国その他の公的な機関の要請に基づき、学長が職員を派遣することが必要と認めた場合 5年以内

(2) 国立大学法人鳴門教育大学職員兼業規程第5条の規定により役員等を兼ねる場合において、兼業の成果が復職後の教育研究に有益と認められ、かつ、主として当該役員等の職務に従事するため教員としての職務に従事することができないと認められる場合 5年以内

(3) 職員が選挙により公職に就任し、学長が必要と認めた場合 学長が必要と認めた期間

(4) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた場合 学長が必要と認めた期間

(雑則)

第5条 この規定に定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、学長がその都度定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条及び人事院規則11-4第3条の適用を受け休職とされている職員は、この規則の適用を受けたものとみなす。